

第2回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第2回定例会 令和2年5月28日

開会 13時30分 閉会 16時30分

出席委員
(22名)

会長 依田繁二
1 荻原勝夫
2 深井佳人
3 武井誠
5 関一夫
6 小林澄男
7 小山孝幸
8 青木茂良
10 成山喜枝
12 宮下通

会長代理 若林泰平
13 大塚賢
14 齊藤敏彦
15 関敏夫
16 小宮山信幸
17 小野沢文利
18 笹平民男
推進 射手誠司
推進 佐藤邦利
推進 杉田修司
推進 荻原誠一

欠席委員

11 柳澤峰晴

議事録署名委員

3 武井誠

5 関一夫

出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 関 博一
事務局次長 小宮山 真二
事務局 河口 晋也
事務局 土屋 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第2回定例総会を開催します。本日は柳澤委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、第2回の定例総会を進めさせていただきます。新型コロナウイルス発生後、ほとんどの会議が中止や延期となっておりますが本会議は発生対策を講じながら、できる限り時間を短縮して進めさせていただきます。ご協力をお願いします。本日の議事録署名委員の指名についてですが、3番の武井委員と5番の関委員をお願いします。それでは第1号議案から事務局よろしくをお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親戚関係です。譲渡人は〇〇に住んでおり、今後営農の予定はございません。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。譲受人は現在に在住しておりますが、申請地近隣の実家を相続しており、毎週週末には農作業のため実家に帰郷しています。なお、将来的には相続した実家に戻る予定です。申請地ではクルミ等を栽培する予定です。譲受人の自宅から歩いて5分ということで近いため、問題ないと判断しました。続きまして番号2、〇〇、他〇筆、図面は2ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は現在、委託耕作している申請地を農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではぶどうを栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地ということで近いため、問題ないと判断しました。続きまして番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇集落内の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではソバを栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地ということで近いため、問題ないと判断しました。続きまして番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇の信号東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、〇〇に居住しており今後営農の予定はございません。譲受人は農業規模を拡大するため、譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。なお、申請者は高齢ではありますが、息子、娘夫婦ともに営農をしており、譲受人の自宅から歩いて1分ということで近いため、問題ないと判断しました。続きまして番号5、〇〇、他〇筆、図面は5ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。譲受人は〇〇の業者、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地取得しましたが、今後営農の予定はございません。譲受人は農業規模を拡大

するため譲り受けるものです。申請地ではワイン用ぶどうを栽培する予定です。譲受人の自宅周辺農地ということで近いため、問題ないと判断しました。なお、譲受人の〇〇は農地所有適格法人の基準を満たしております。続きまして番号6、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲渡人は相続により農地取得しましたが、今後営農の予定はございません。譲受人は、農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員 説明させていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、〇〇にある畑です。譲受人は〇〇に住んでおりますが、相続した実家に戻り、くるみ栽培をやっていきたいということです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして若林代理より説明をお願いします。

若林代理 それでは番号2、〇〇と〇〇です。譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大のための申請です。〇〇ぶどう組合で、共同防除を行っている面積の中に含まれておまして、譲り受ける〇〇さんですが、組合の中に入っていて、スピードスプレーのオペレータをやっていただいております。ぶどう組合としても本人にとってもありがたい申請だと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号3の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。
- 笹平委員 説明します。譲渡人の〇〇さんは次男で〇〇に住んでおりまして、戻る予定がなく家も田も処分するとのこと。長男も亡くなっていて、財産も処分したいそうです。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号4の案件につきまして、小野沢委員より説明をお願いします。
- 小野沢委員 説明します。資料4ページをご覧ください。場所ですが、〇〇です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、〇〇さんは野菜、水稻を長男と営んでいまして、長女も市内に住んでいるので一緒にやっております。譲渡人は、〇〇に住んでおりまして、耕作ができないため、売却先を探しておりました。〇〇さんに相談したところ農業経営を拡大したいということで、譲り渡すことになりました。自宅から50メートル歩いて1、2分のところにありまして、経営面積も満たしておりますので問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
- 佐藤委員 譲受人は高齢ということですが、後継ぎがいますか。
- 小野沢委員 後継者につきまして、長男は身体的に無理がありますが、市内にいる娘夫婦が農業をやりたいということで、既に一緒にやっておりますので心配ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。他にないようですので質疑に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手でお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。
続きまして番号5の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。
- 大塚委員 説明します。〇〇の一部で、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは、農業ができないということです。〇〇はワインブドウ栽培をやりたいそうです。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手の上発言をお願いします。
- 小野澤委員 〇〇はどういう会社ですか、またワインぶどうの実績があるのか教えてください。
- 事務局 〇〇としての実績はありませんが、代表の〇〇さんは、個人でワインぶどうを栽培しており、〇〇に業務を移行して行く予定です。そのため、〇〇の役員はワインぶどうの経験がある人達です。
- 議長 ありがとうございます。他にないようですので質疑に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手でお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。
続きまして番号6の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。
- 大塚委員 よろしく申し上げます。〇〇から西へ〇〇メートルの畑ですが、譲受人の〇〇さんは、昔から借りていた畑で、〇〇さんは農業ができないということで譲りたいと申し出たそうです。譲受人は、この畑で野菜を作りたいそうです。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようなので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。第1号議案は以上になります。続きまして、第2号議案に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、使用貸借権設定です。図面は6ページをご覧ください。〇

○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方で、親子です。譲受人は、現在アパートに住んでおりますが、親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号2、○○、賃貸権設定です。図面は8ページをご覧ください。○○から北に○○メートルほど進んだ先にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は、介護施設業を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は、申請地の隣接地にて介護施設を運営していますが、通所者等の駐車場スペースが不足しているため、申請地に駐車場を計画するものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は平成30年7月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号3、○○、賃借権設定です。図面は10ページをご覧ください。○○の北にある農地です。工事用地敷地の一時転用申請です。譲受人は、建設業を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は、申請地に○○携帯電話基地局を新設するため工事用地として利用するもので、譲渡人は、譲受人の申し出に応じたものです。なお、利用期間は許可日から令和2年9月までの3ヶ月間で、工事完了後は畑に現状回復するものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号4、○○、所有権移転です。図面は、12ページをご覧ください。○○の○○信号の南にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は、○○で売電事業を行っている業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は、申請地に太陽光発電設備を設置する計画で、譲渡人は、譲受人の申し出に応じたものです。パネル枚数は179枚、発電出力は、55.49キロワットです。配置は図面14ページを参照してください。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号5、○○他○筆、使用貸借権設定です。図面は15ページをご覧ください。○○から東に○○メートルほど進み、○○の東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方で、親子です。譲受人は、現在借家に住んでいますが、親の土地を借りて住宅を新築したいそうです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。第2号議案農地法第5条の規定による許可申請について、各委員からお願いします。それでは、番号1の案件につきまして齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしく申し上げます。申請地は○○から○○方面に○○メートル上が

りまして、〇〇の入口付近左側の道沿いにあります。譲渡人の〇〇さんは、申請地の約〇〇メートル北に家があります。譲受人、譲渡人は親子関係です。譲受人の〇〇さんは、〇〇の賃貸住宅に住んでいますが、手狭になり〇〇に住宅を新築したいとのことです。父親の〇〇さんに相談し、了解をくださいということ。近隣の方にも承諾を受けているとのことで、問題ないと思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします

深井委員 場所は、〇〇の北にあります。〇〇さんの農地で、その左に〇〇がありまして、10数年デイサービスをやっております。申請地を駐車場として使いたいそうです。〇〇さんは〇〇に住んでいまして、使用していません。区長さんに確認したところ周辺は宅地になっておりますので、耕作をしなくてもよいのではないかとこの事でした。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 よろしく申し上げます。譲受人の〇〇が、〇〇の携帯電話基地局を設置したいという案件です。〇〇の畑の中で一時転用です。工事は7月から3ヵ月間です。その後は畑に現状回復するということです。譲渡人の〇〇さんは申出に応じ、近隣の方も了解していますので、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようです。採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 説明します。太陽光発電設備敷地として所有権移転です。場所は、〇〇、譲渡人は〇〇さんで相続で維持してきた畑です。譲受人は、〇〇にある〇〇で売電事業を行っている会社です。第1種住居地域です。隣接の方の説明会も行ってございまして、事業計画を見ても基本的なことをクリアしておりますので問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 隣接の方の承諾は貰ってますか。また、農地に太陽光発電を目的とした地目変更が問題なくできますか、農業離れしているなかで山間地や荒れ地がありますが、そういうところも申請すれば許可になるのか、参考のためにお聞きしたいです。

事務局 農地転用申請では、周辺同意は求めておりませんが、東御市では環境をよくする条例と環境対策係が行っている太陽光設置のガイドラインに沿って同意を求めております。太陽光発電を設置計画してよいか地元への説明会を行い、同意をいただいたり雨水処理等について審査をしております。次に山間地や休耕のところについてですが、第3種農地であれば原則としては許可となります。第1種農地になっている場合は、原則許可になりません。

杉田委員 図面を見ますと、近隣の農地がありますが道路への出入り口は大丈夫でしょうか。

事務局 道路への出入りは支障ありません。

関委員 東御市の条例の話がありましたが、太陽光施設の設置が増えてきて最後はどうなるのか、お聞きしたいと思います。

事務局 設置期間は20年となっておりますので、その後は撤去となります。ガイドラインに掲載してありますが、撤去にはお金がかかりますので積み立てをしていただくよう業者に指導しております。

関委員 太陽光施設の設置場所から畑の距離はどの位とるのか決まりはありますか。

事務局 把握はしておりません。

関委員 近隣の農地で、消毒をやった場合に太陽光パネルにかかり発電能力が下がったらどうなりますか。

事務局 ガイドラインの中で地元と協定を組むように指導をしております。そのようなところには設置できないようになっております。また、近隣の方ともよく話し合いをしていただくことが大切かと思えます。

関委員 以前に〇〇でりんごの木に消毒をしていたら、近くのアパートの洗濯物に飛散してしまって、りんごの木を切ることになったという事例がありましたので、慎重におこなっていただきたい思がありました。市役所のチェック項目としてやっていただくとありがたいです。農地とは関係ないですが、こういう機会ですので、しっかりやっていただきたいと思いました。

事務局 わかりました。担当課に伝えていきたいと思えます。

議長 他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 30年の使用貸借権設定です。住宅建築の申請です。譲渡人と譲受人は、親子です。資料の16ページになります。場所は〇〇で、〇〇の東側です。特段問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野沢委員 〇〇のところの出入道路は住宅を建てられますか、また農振除外は大丈夫ですか。

事務局 住宅はできる道路です。また、農振農用地ではございません。

議長 他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。
それでは議案第3号農用地利用集積計画についてですが、関委員と、荻原委員が対象となりますので一時退席をお願いします。

(関委員、荻原委員退室)
それでは説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画5月分について説明します。資料の3ページから5ページが通常の利用権設定です。29件、51筆、67、260平方メートルです。6ページは所有権移転です。1件、1筆、1、733平方メートルです。7ページから9ページは、中間管理事業の利用権設定です。33件、54筆、67、232平方メートルです。5月は全体で、63件、106筆、136、225平方メートルです。10ページですが、先月の総会でお話がありました農地の賃借料情報を載せましたので参考にしてください。

議長 ありがとうございます。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。
関委員、荻原委員お入りください。

(関委員、荻原委員入室)
続きまして報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は1件ございましたので報告します。場所は、〇〇、図面は17ページです。〇〇の東にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地は857平方メートルの内113.88平方メートルの届出になります。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、第2回農業経営改善計画認定意見聴取について説明をお願いします。

事務局

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について説明させていただきます。今回は5件の申請です。1件目は〇〇さんで、5回目の更新です。目標とする営農類型は水田、畑作複合経営です。農業規模の拡大に関する目標は、自身、家族の体力を考えて、薬用人参の作付を減らし、せんぶり、もろこしを増やすそうです。また水稻は、面積を増やさず反収を上げていきたいそうです。作目、部門別合理化の方向ですが、労働力の減少作物の安定性など考えて、薬用人参の作付面積を減らしせんぶりを主にしていきたいそうです。馬鈴薯と、もろこしの時期が重なるため馬鈴薯を減らしもろこしを増やすそうです。4ページをご覧ください。⑥番農業従事態様等の改善目標として、後継者問題に取り組んでいきたいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。小宮山委員の意見をお聞きします。

小宮山委員

〇〇さんのところに伺いました。作付状況を確認しました。補足でお話させていただきますと、水稻、馬鈴薯、もろこしですが、5ヶ年計画だそうです。薬用人参は人手がかかるということで減らして、せんぶりと、もろこしを増やしていきたいそうです。夫婦でやっていて、作付面積が大きいため年間通して、休みなく働いているそうです。出荷に関しては、水稻はお米屋さん、せんぶり、薬用人参は関西方面の間屋さんに出して、馬鈴薯等は共同でスーパーマーケットに出し、他に給食用、直売所にも出しているそうです。農地は、自宅周辺にあります。設備投資ですが、トラクターを購入されたそうです。几帳面な方で、農地の管理状況は良好です。まじめで、頑張って農業をやっている印象でした。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見ございますか

宮下委員

田植機6条3分1の所有ということは共同ということですか

小宮山委員

3人で共同です。

議長

よろしいでしょうか、ないようですので次に入ります。事務局お願いします。

事務局

2件目の申請は〇〇さんで、5回目の更新です。目標とする営農類型は酪農で農業経営規模の拡大に関する目標は、乳牛頭数を増やしたいそうです。8ページをご覧ください。④番生産方式の合理化に関する目標についてですが、〇〇さんの場合は、新しく購入する機械のみ記入してあります。

農用地の利用条件ですが、土地が点在しているため、中間管理機構など利用して、土地の集約化を図りたいそうです。9ページをご覧ください。⑥農業従事態様等の改善目標として、酪農ヘルパーが不足しているので増やしていきたいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 〇〇さんは、1人で頑張っていて〇〇才まではやりたいと言っていました。できることなら応援していきたいと思っております。まじめな方で、地域にも関心を持っています。農地の維持、荒廃地の阻止にも取り組んでいきたいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。ご質問ご意見ございますか。ないようですので次に入ります。3番目の〇〇さんの申請をよろしくをお願いします。

事務局 3件目は、〇〇さんで、4回目の更新です。目標とする営農類型は、葉洋野菜で、農業経営規模の拡大に関する目標についてですが、アスパラを増やしその他はコストを削減したいそうです。12ページをご覧ください。生産方式の合理化に関する目標は、作目、部門別合理化の方向については、白菜、キャベツを減農薬に取り組みコスト削減を目指すそうです。13ページをご覧ください。⑥番、農業従事態様等の改善目標として、現在休日が無い状態ですので、計画的に休日がとれるようにしたいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。小林委員より説明をお願いします。

小林委員 〇〇さんは父から引継いで、農業をしています。機械を増やして、大きくやるようになりました。父は手作業で覚えた仕事を地元の人達に教えています。以上です。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか

関委員 現状の農業所得が〇〇万、目標が5年後〇〇万となっておりますが、内容をみると、減農薬に取り組みますとなっておりますが、これで収益が上がるのかお聞きしたいです。

事務局 現状は厳しいですが、この面積の中で収益を上げていきたいという事です。減農薬に取り組む事、契約販売を増やす、コスト削減による増収を目標に掲げています。

関委員 契約販売とコスト削減で増収させるということですが、自分もやっていますが、厳しいと思いますが、頑張ってもらいたいです。

議長 ○○歳で○○万目指して農業をやっていく意欲は素晴らしいと思いますし、大事な人材です。他にございますか、ないようですので、次の申請に入ります。新規の方で○○さんです。事務局お願いします。

事務局 4件目の申請は、○○さんで目標とする営農類型は野菜栽培で農業経営規模拡大に関する目標として、パプリカの作付を拡大し収量増加を目指すそうです。16ページをご覧ください。④番生産方式の合理化に関する目標ですが、機械施設として、トラクターを○台、生産施設としてパイプハウスを○棟増やしたいそうです。農用地の利用条件の目標ですが、借りているビニールハウスが3ヶ所に点在して、作業効率が悪いので集約を行いたいそうです。17ページをご覧ください。⑥番農業従事者態様等の改善目標として、農繁期は過重労働にならないよう労働時間を調整するそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。小林委員説明をお願いします。

小林委員 ○○さんは新規就農で、新張の中古住宅を購入して農業を始めました。朝早くから夜遅くまで仕事をしておりまして、大変そうだと感じました記載されている内容もよく書かれていて、関心しております。以上です。

議長 ありがとうございます。○○さんの申請について、ご意見ご質問ございますか。

齊藤委員 ○○さんは新張に来て10年位になると思いますが、新規就農者としてJA信州上田農協で勉強をして、パプリカを専門としております。目標を持って頑張っているのを応援していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 大変ありがたいご意見です。他にございますか。

小野沢委員 ビニールハウスの集約とありますが、1人では大変かと思いますがどのようにしてますか

齊藤委員 上田農協で勉強していただきましたので、要請をすれば応援していただけたと思

います。

議長 他にございますか。ないようなので次の新規就農の〇〇さんについて事務局から説明してもらいますが、担当の柳澤さんが本日欠席ですので、事務局の説明のみでお願いします。

事務局 5件目は、〇〇さん、〇〇さんで、新規の申請です。目標とする営農類型は、露地野菜で、農業経営規模の拡大に関する目標として全ての作物の農業規模を拡大して増収したいそうです。20ページをご覧ください。④番生産方式の合理化に関する目標は、トラクターを〇台、アタッチメントのフロントバケットを〇台、トラックを〇台、冷暖房機を〇台新しく取り入れたいそうです。農用地の利用条件は、周辺の遊休荒廃地の整備を続行し、排水の良い畑作りを目指すそうです。⑥番農業従事態様等の改善目標として、家族経営協定を再度確認し、休日や労働時間を見直し負担を減らすそうです。〇〇さんの元で2年間里親研修をして、平成26年に独立し7年目になります。現在は、県外から来た就農希望者から信頼を受けて、お手伝いという形で、農業技術を教えております。正式に就農希望者を受け入れるため里親になることも検討しております。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか

関委員 年間所得の目標がかなり大きいですが、現状〇〇万で、目標〇〇万この計画で大丈夫ですか

事務局 上田農業農村支援センターで、新規の方は確認していただいておりますがこの計画で問題ないとのことでした。

議長 他にございますか、ないようですので進めさせていただきます。5件の農業委員さんの意見を伺いました。農業経営改善計画の意見聴取について終了させていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)

